

名古屋城天守閣整備検討会議設置要綱の一部改正について（案）

1 趣旨

観光文化交流局の設置等に伴い、組織・職名に関し所要の改正を行うとともに、現在の名古屋城天守閣整備の状況に鑑み、所掌事務に関し所要の改正を行うもの。

2 施行年月日

名古屋城天守閣整備検討会議設置要綱の一部改正案が承認された日

3 改正に係る新旧対照表

別添のとおり

名古屋城天守閣整備検討会議設置要綱 【新旧対照表】

(趣旨)

第 1 条 名古屋城天守閣の整備及びこれに関する広報・広聴、~~市民の~~機運醸成、名古屋城来訪者へのおもてなし等について、その諸課題や内容等を検討するため、『名古屋城天守閣整備検討会議』（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 検討会議に会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は市長、副会長は~~市民経済局~~観光文化交流局を所管する副市長とし、委員は別表第 1 に掲げる職にある者で構成する。

(職務)

第 3 条 会長は検討会議の事務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第 4 条 検討会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 各局室区の役割分担及び検討の進め方に関すること。
- (2) 広報・広聴~~及び市民の~~機運醸成~~及び寄附等財源~~に関すること。
- (3) 名古屋城天守閣の整備に関すること。
- (4) 名古屋城来訪者へのおもてなしに関すること。
- (5) 第 6 条に規定する部会への検討指示に関すること。
- (6) その他必要と認めること。

(委員による会議の開催)

第 5 条 会長は、必要に応じて委員による会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 会議の議長は会長が行うものとし、会議の議事の進行及び総括をするものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 検討会議の所掌事務について、調査、調整及び検討を行うため、検討会議に別表第 2 左欄に定める部会を設置する。

- 2 部会に部会長及び部会員を置く。
- 3 部会長及び部会員は、別表第 2 左欄の部会につき、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者で構成する。

- 4 部会長は、必要に応じて部会員による会議（以下この条において「会議」という。）を招集することができる。
- 5 会議の議事の進行は、部会長が行う。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 会議は、部会員の内から当該会議に必要と認める部会員のみにより開催することができる。

（ワーキンググループ）

- 第7条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員の中から指名してワーキンググループを設置し、特定の事項について検討等をさせることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、部会長は、必要に応じて部会員以外の者にワーキンググループへの参加を求めることができる。
 - 3 ワーキンググループの責任者は、部会長が指名する。
 - 4 ワーキンググループは、部会長が指定した事項にかかる検討の結果を部会長に報告する。

（検討会議の庶務）

第8条 検討会議の庶務は、市民経済局企画経理課観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室において処理する。

（部会の庶務）

第9条 部会の庶務は、別表第3左欄の部会につき、それぞれ同表右欄に掲げる所属において行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年●月●日から施行する。

別表第 1

委 員
副市長（ 市民経済局 観光文化交流局を所管する者を除く。）
市長室長
総務局長
財政局長
市民経済局長
観光文化交流局長
環境局長
住宅都市局長
緑政土木局長
中村区長
中区長
教育長
消防長
交通局長

別表第 2

部 会	部会長及び部会員
広報・広聴、機運醸成部 会	<p><部会長> 市民経済局副局長観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部長</p> <p><部会員> 市長室広報課長 総務局総合調整部総合調整室長 総務局総合調整部主幹（名古屋の魅力づくり） 市民経済局総務課長 市民経済局主幹（企画・外郭団体） 市民経済局地域振興部区政課長 市民経済局地域振興部地域振興課長 市民経済局市民生活部広聴課長 <u>観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部主幹（都市魅力の向上に に係る特命事項の処理）</u> 市民経済局観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長 中村区総務課長 中区総務課長 名東区区民生活部まちづくり推進室長区政部地域力推進室長 天白区区民生活部まちづくり推進室長区政部地域力推進室長</p>

<p>天守閣整備部会</p>	<p>< 部会長 > 市民経済局<u>観光文化交流局名古屋城総合事務所長</u></p> <p>< 部会員 > 総務局東京事務所長 財政局財政部資金課長 財政局財政部主幹（財源対策） 財政局契約部主幹（契約事務の総合調整） 市民経済局企画経理課長 市民経済局主幹（企画・外郭団体） <u>観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部主幹（都市魅力の向上に係る特命事項の処理）</u> 市民経済局<u>観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹（事業調整）</u> 環境局事業部廃棄物指導課長 住宅都市局営繕部企画保全課長 緑政土木局緑地部緑地事業課長 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室長 消防局予防部指導課長</p>
<p>おもてなし部会</p>	<p>< 部会長 > 市民経済局文化観光部長 <u>観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部長</u></p> <p>< 部会員 > 市長室広報課長 <u>観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室長</u> <u>観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部主幹（都市魅力の向上に係る特命事項の処理）</u> 市民経済局文化観光部<u>観光文化交流局観光交流部観光推進室長</u> 市長室<u>観光文化交流局観光交流部国際交流課長</u> 総務局総合調整部主幹（名古屋の魅力づくり） 市民経済局主幹（企画・外郭団体） <u>市民経済局観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長</u> 市民経済局名古屋城総合事務所主幹（事業調整担当） 住宅都市局主幹（企画・外郭団体企画調整） 住宅都市局営繕部企画保全課長 緑政土木局主幹（企画） 緑政土木局河川部主幹（堀川総合整備）</p>

	教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室長 交通局企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）
--	---

別表第 3

広報・広聴、機運醸成部会	市民経済局企画経理課 観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室
天守閣整備部会	市民経済局 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室
おもてなし部会	市民経済局文化観光部 観光推進室観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室

名古屋城天守閣の整備に係る「今後のスケジュール」について

1 経緯

(平成28年度)

6月	6月市会において基本設計等にかかる補正予算の上程
3月	2月市会において基本設計等にかかる補正予算の可決

2 今後の予定

(平成29年度)

5月	・基本協定等を優先交渉権者と締結
6月	・6月市会において機運醸成や収支計画調査等にかかる補正予算及び基金条例を上程
7月～	・機運醸成にかかるキックオフイベントやキャンペーン実施 ・寄附金の募集活動の実施
11月	・石垣調査に伴う現天守閣の入場制限（入場制限期間は未定）

3 名古屋城天守閣整備事業 工程表（予定）

平成29年11月	石垣調査に伴う現天守閣の入場制限（入場制限期間は未定）
平成31年春	現天守閣エレベーター解体
平成31年秋	現天守閣解体
平成34年12月	天守閣竣工
平成43年	名古屋城天守閣整備事業終了

〔参 考〕

- 平成30年春 金シャチ横丁 第一期公開
 平成30年秋 愛知デスティネーションキャンペーン
 平成30年 名古屋城本丸御殿全面公開
 平成32年 東京オリンピック・パラリンピック

名古屋城天守閣整備検討会議

<構 成>

市長（会長）、副市長（副会長）、市長室長、総務局長、財政局長、市民経済局長、観光文化交流局長、環境局長、住宅都市局長、緑政土木局長、中村区長、中区長、教育長、消防長、交通局長

<検討事項>

- ・各局室区の役割分担及び検討の進め方
- ・広報・広聴、機運醸成に関すること
- ・名古屋城天守閣の整備に関すること
- ・名古屋城来訪者へのおもてなしに関すること
- ・その他必要と認めること

指示・
命令

報告・
提案

部 会

広報・広聴、機運醸成部会

〔各部会の総括に関すること、地域への説明に関すること、市民への広報に関すること、広聴及びアンケートの実施に関すること、寄附等財源に関すること〕

天守閣整備部会

〔天守閣の整備（文化庁との調整含む。）に関すること、契約に関すること、文化庁・国交省等との調整・情報収集など東京における活動に関すること〕

おもてなし部会

〔国内外のプロモーションに関すること、名古屋城へのアクセスに関すること、名古屋城と他の施設等との連携に関すること〕

<構成員>

関係局室区の課長級等

<検討事項>

- ・検討会議における指示事項
- ・名古屋城天守閣の整備に関する課題抽出
- ・各WGが所管する事項の報告、情報共有
- ・その他必要と認めること

W G

検討すべき事項、時期等に遺漏なく、部会、検討会議への報告及び情報共有を確実に
行っていくため、検討すべき各課題に関連する所管課によるWGを部会に設置する。